

第6章

民間協力者の活動の促進等、 広報・啓発活動の推進等のための取組



第68回“社会を明るくする運動”中央行事「立ち直りフェスティバル」の様子

第1節 民間協力者の活動の促進等

1 民間ボランティアの確保

(1) 民間ボランティアの活動に関する広報の充実【施策番号88】

警察は、2018年（平成30年）4月現在、少年警察ボランティアとして、少年指導委員約6,400人、少年補導員約5万1,000人及び少年警察補助員約250人を委嘱しているほか、同年3月現在、大学生ボランティア約6,700人が全国で活動している。地域住民等の間にこれらのボランティアの支援活動等に協力する気持ちを醸成するため、新聞・テレビを始め、警察のウェブサイトや広報誌（紙）等を通じて、活動に関する広報を行っている。

法務省は、“社会を明るくする運動”（【施策番号101】（P113）参照）の広報・啓発行事や、ツイッター等のソーシャルネットワーキングサービス（法務省（https://twitter.com/MOJ_HOUMU）、法務省保護局（https://twitter.com/MOJ_HOGO））を通じて更生保護ボランティア（コラム8（P108）参照）の活動を紹介したり、啓発資料を作成・配布したりすることによって、更生保護ボランティアの活動に関する広報の充実を図っている。

2018年7月に東京都内で開催した第68回“社会を明るくする運動”中央広報・啓発行事「立ち直りフェスティバル」においては、著名人と保護司やBBS会員によるトークショーを行ったほか、全国各地で若年層を含む幅広い年齢層を対象とする広報活動を行った。

(2) 更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供【施策番号89】

法務省は、2016年度（平成28年度）から、保護司活動インターンシップ制度を導入している。この制度は、保護司会が地域住民又は関係機関・団体に所属する人等に保護司活動を体験する機会を提供することにより、地域住民等の保護司活動に対する理解と関心を高め、保護司の確保に資することを目的としている。

2017年度（平成29年度）は、地域の実情に応じたインターンシップを実施し、保護司会が実施する自主研修や犯罪予防活動等への参加をきっかけに、保護司活動等について理解が深まり、実際の保護司の委嘱につながるなど一定の成果が見られたことから、引き続き本制度を続けていくこととしている。

(3) 保護司候補者検討協議会の効果的な実施等【施策番号90】

保護司候補者検討協議会は、保護区内の保護司候補者を広く求め、必要な情報の収集及び交換を行うことを目的として、保護観察所と保護司会が共同で設置する協議会である。同協議会は、保護司のほか、町内会又は自治会関係者、社会福祉事業関係者、教育関係者、地方公共団体関係者、地域の事情に通じた学識経験者等に参加の協力を得て開催されている。

法務省は、保護司会と協力し、同協議会において保護司適任者に関する有益な情報が得られるよう、地方公共団体の職員等、地域の実情をよく把握した人を協議会委員として選定したり、特に保護司が必要な区域を対象に同協議会を開催したりするなどの取組を行っている。また、地方再犯防止推進計画の策定に向けた地方公共団体に対する働き掛けなどの機会を通じ、地方公共団体に対して、保護司活動の意義についてより一層の理解と協力を要請している。

2 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

(1) 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実【施策番号91】

警察は、少年を見守る社会気運を一層高めるため、自治会、企業、各種地域の保護者の会等に対して幅広く情報発信するとともに、少年警察ボランティア等の協力を得て、通学時の積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭補導の実施、社会奉仕体験活動等を通じて大人と触れ合う機会の確保に努めている（【施策番号60 (P69)、78 (P86)、88 (P102)】参照）。こうした少年警察ボランティア等の活動を促進するため、当該活動に関する広報の充実を図るとともに、謝金や交通費等を必要に応じて支給するほか、研修の実施や民間団体等が実施する研修への協力を推進するなど、支援の充実を図っている。

(2) 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号92】

法務省は、保護司、更生保護女性会員、BBS会員等の更生保護ボランティアが、それぞれの特性を生かして活動することを促進するため、各種研修の実施を始めとする支援を行っている。2014年度（平成26年度）からは、民間協力者による更生保護の諸活動を一層充実したものとするため、保護司会、更生保護女性会及びBBS会の相互の連携を強化することに焦点を当て、各団体の取組を共有するとともに、新たな連携方策を検討するための講義及びグループワークを行うことなどを主な内容とする三団体合同の研修も各地において行っており、本研修がきっかけとなって具体的な連携が進むなど、効果を挙げている。

また、保護司の複数担当制（保護観察事件や生活環境調整事件について、1件の事件につき複数の保護司が事件担当として指名されるもの）（【施策番号98】(P105)参照）や地域処遇会議（複数の保護司が集まり、処遇や地域活動に関して情報の交換や共有を行うための会議や打合せ会）等、保護司相互の相談・研修機能を促進する制度を導入しており、引き続き、これらを含めた保護司及び保護司会活動への支援の充実を図っていく。

さらに、2018年度（平成30年度）においては、BBS活動の更なる活発化を図るために、法務省保護局、北海道沼田町及び特定非営利活動法人日本BBS連盟の共催により、沼田町就業支援センター^{*1}（資6-92-1参照）において、BBS会員を中心とする学生が同センターの入所少年と農業実習等を体験するプロジェクトを実施した。

資6-92-1 沼田町就業支援センターの概要



出典：法務省資料による。

※1 沼田町就業支援センター
2007年（平成19年）に北海道雨竜郡沼田町に開所した、旭川保護観察所沼田駐在官事務所に付設する宿泊施設に少年院を仮退院となった少年等を宿泊させて保護観察を実施するとともに、沼田町が設置運営する農業実習施設において、専門指導員の下で農業に関する訓練を実施することにより、農業を中心とした就業、自立を促進し、改善更生を図ることを目的とする施設。

(3) 更生保護サポートセンターの設置の推進【施策番号93】

更生保護サポートセンター（資6-93-1参照）は、保護司会を始めとする更生保護関係団体と、地域の関係機関・団体及び地域住民との連携を強化し、更生保護活動の一層の充実強化を図ることを目的とした更生保護ボランティアの活動拠点である。多くの更生保護サポートセンターでは、保護司が保護観察対象者等との面接場所の確保が困難な場合に利用できるよう面接室も備えている。法務省は、2008年度（平成20年度）から、地方公共団体等と連携して同センターの整備を行い、2017年度（平成29年度）末までに全国501か所に設置した。

さらに、同センターは、保護司会活動の活発化や地域のネットワーク構築の拠点としても機能しており、2018年度（平成30年度）中に新たに301か所増設される予定である。法務省は、引き続き、保護司会と協働し、地方公共団体等の協力を得ながら、同センターの整備を推進することとしている。

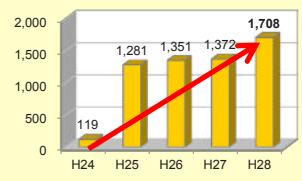
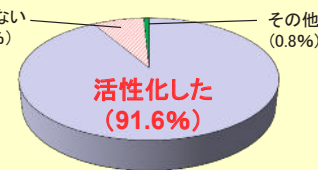
資6-93-1 更生保護サポートセンターの概要

更生保護サポートセンターによる保護司活動の推進

- 保護司・保護司会の地域における活動拠点
- 保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用するなどし、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐。
- 地域の関係機関・団体との連携推進や保護司の処遇活動に対する支援を実施。
- 平成20年度から整備し、平成29年度末までに全国501か所に設置。

更生保護サポートセンターの機能・効果

<p>保護司の行う処遇活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護観察対象者やその家族との面接場所の提供 ・保護司の処遇活動に関する相談への対応 ・保護司同士の処遇協議や情報交換等 	<p>地域に根ざした犯罪・非行予防活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のニーズ等を踏まえた犯罪予防活動の企画・実施 ・一般住民からの非行相談の実施 	
<p>地域支援ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の様々な機関・団体との処遇協議等の連携 <p>例 教育委員会・学校、児童相談所、 福祉事務所・社会福祉協議会 警察・少年センター、ハローワーク</p>	<p>地域への更生保護活動の情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更生保護や保護司会活動に関する情報の発信 ・保護司適任者の確保 ・保護司活動インターンシップの企画・実施 	

<p>保護司会における関係機関との協議会実施回数</p>  <p>※サポセン設置地区の地域との連携実績調査結果 (対象：平成25年度設置90地区)</p> <p>設置により地域での支援ネットワークが拡大</p>	<p>保護司会活動の活性化について</p>  <p>(平成29年度までにサポートセンターを設置した501地区を対象)</p> <p>設置により保護司の活動意欲が向上し、活動が活発化</p>
--	--

出典：法務省資料による。

3 更生保護施設による再犯防止活動の促進等

(1) 更生保護施設の地域拠点機能の強化【施策番号94】

更生保護施設等を退所するなどして地域で生活している刑務所出所者等について、これらの者に対する処遇の知見等を有している更生保護施設が地域社会に定着できるまでの間の継続的な支援を行うことが有効である。そこで、法務省は、更生保護施設に対し更生保護施設退所者等への生活相談支援や薬物依存回復訓練の実施を委託する取組（「フォローアップ事業」）（資6-94-1参照）を行っている。2017年度（平成29年度）の委託実人員は134人であり、延人員は820人である。

資6-94-1

更生保護施設におけるフォローアップ事業の概要

更生保護施設に対する「通所処遇」の委託 (フォローアップ事業：平成29年度～)

目的	(更生保護施設を退所するなどして) 地域に居住している者の自立更生のため、更生保護施設の有する処遇の知見等を基にした 継続的な支援 を実施するもの。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活相談支援 更生保護施設職員の面接等による生活相談への対応(自立更生に向けた助言・支援) ○ 薬物依存回復支援 <ul style="list-style-type: none"> ①更生保護施設職員等が実施する薬物依存回復プログラム ②更生保護施設職員等が実施するグループミーティング(※) <p>(※) 依存性薬物の使用経験がある者が自らの体験を話し合い、依存からの回復を目指す集団処遇</p>
対象	<p>保護観察対象者及び更生緊急保護対象者のうち、支援内容に応じて、次のとおり規定</p> <p>①生活相談支援 原則として、更生保護施設を退所した者のうち更生保護施設への通所が可能であること 又は 更生保護施設職員の往訪による定期的な接触が見込まれる者</p> <p>②薬物依存回復支援 更生保護施設への通所が可能であり、依存性薬物への依存が認められる者</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> </div>
法制上の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時保護事業(更生保護事業法第2条第3項) ○ 補導援護及び更生緊急保護における「社会生活に適応させるために必要な生活指導」(更生保護法第58条第6号, 第85条第1項)の委託

出典：法務省資料による。

(2) 更生保護事業の在り方の見直し【施策番号95】

法務省は、更生保護施設が、一時的な居場所の提供を行うだけでなく、犯罪をした者等の処遇の専門施設として、高齢者又は障害のある者、薬物依存症者に対する専門的支援や地域における刑務所出所者等の支援の中核的存在としての機能を果たすことが求められるなど、現行の更生保護施設の枠組みが構築された頃と比較して、多様かつ高度な機能が求められるようになり、その活動は難しさを増していることを踏まえ、今後の更生保護事業の在り方について所要の検討を行うため、2018年度(平成30年度)から学識経験者等の有識者による検討会を開催している(【施策番号27】(P39)参照)。

4 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進

(1) 再犯防止活動への民間資金の活用【施策番号96】

(2) 社会的成果(インパクト)評価に関する調査研究【施策番号97】

法務省は、民間資金を活用して、民間団体等が行う再犯防止活動における社会的成果(インパクト)評価に関する調査研究を行うこととしている。

また、更生保護法人のほか、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人その他各種の団体等が、再犯の防止等に関する活動を行うための民間資金を活用した支援の在り方について検討している。

5 民間協力者との連携の強化

(1) 適切な役割分担による効果的な連携体制の構築【施策番号98】

法務省は、矯正施設では、在所者と面接し、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を

行う篤志面接委員や在所者の希望に基づいて宗教上の儀式行事及び教誨を行う教誨師、保護観察所では、保護観察官と協働で保護観察及び生活環境の調整を行う保護司等、多くの民間協力者（コラム8（P108）参照）の協力を得て、犯罪をした者等の処遇を行っている。

矯正施設において、1,597人の篤志面接委員及び2,049人の教誨師（2017年（平成29年）12月31日現在）と連携体制の強化を図っており、2017年は、篤志面接委員が2万108件の面接・指導を、教誨師が1万5,967件の教誨を実施した。

保護観察所において、保護観察及び生活環境の調整を行うに当たり、保護観察官及び保護司の協働態勢を基本とし、保護司に過度な負担がかからないよう、保護観察官は医学、心理学、教育学、社会学、その他の更生保護に関する専門的知識を生かし、保護観察の実施計画の策定、保護観察対象者の動機付け、処遇困難な保護観察対象者に対する直接的な指導監督や専門的処遇プログラム等を実施し、保護司は地域事情に通じているといった特色を生かし保護観察対象者と定期的に面接し、生活状況の把握や日常的な指導・助言を行うなど適切な役割分担を行っている。また、保護司の負担を軽減するため、保護観察又は生活環境調整の実施上特に必要な場合には、複数の保護司で事件を担当する保護司の複数担当制を導入している。2017年度は、保護観察で635件、生活環境の調整で484件の複数担当を実施した。

検察庁において、地域の実情に応じて、弁護士会との間で協議会等を開催するなどし、再犯の防止等のための連携体制を強化している。

（2）犯罪をした者等に関する情報提供【施策番号99】

法務省及び検察庁は、民間協力者に対して、地域の実情に応じ、犯罪をした者等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他民間協力者が行う支援等に有益と思われる情報について、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、適切に情報提供を行っている。

保護観察所において、継続的に保護観察対象者等の指導や支援を行う保護司や更生保護施設職員、自立準備ホームの職員等に対し、生活環境の調整の段階から保護観察期間を通して、個人情報の適切な取扱いに十分配慮しつつ、保護観察対象者等に関する必要な情報を提供している。

また、BBS会員に保護観察対象者に対する「ともだち活動」を依頼するなど、民間協力者に一時的な支援を依頼するときも、保護観察対象者等の情報を提供することが必要と認められる場合には、当該情報の取扱いに十分配慮しつつ、必要かつ相当な範囲で適切に提供している。さらに、民間協力者に対する研修等を通じて、保護観察対象者等の個人情報適切に取り扱われるよう周知徹底を図っている。

（3）犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号100】

法務省及び検察庁は、民間協力者を対象に実施する研修等において、犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供している。

矯正施設職員は、全国篤志面接委員連盟や全国教誨師連盟が主催する研修会等で講話等を行い、被收容者の処遇に関する知見等を提供している。また、教育委員会等からの依頼に基づき、学校教員等に対して、少年院職員による児童・生徒の行動理解及び指導方法に関する内容の講演、研修講義等を実施している。

少年鑑別所において、2015年（平成27年）の少年鑑別所法施行後、地域援助として、地域における関係機関・団体からの依頼に応じて、臨床心理学等の専門的な知識を有する職員を学校、各種機関・団体の主催する研修会、講演会などに派遣し、非行や子育てについての講話や、青少年に対する教育・指導方法についての助言を行っている。主な内容としては、「最近の少年非行の特徴」、「思春期の子どもの心理と接し方」、「非行防止のための家庭の役割」などで、2017年（平成29年）は1,414件の講演・研修会を実施した。

更生保護官署職員は、保護司、更生保護女性会員及びBBS会員等の更生保護ボランティアを対象とする研修において、犯罪をした者等の支援に関する知見を提供し、民間協力者による効果的な支援が行われるよう働き掛けている。2018年度（平成30年度）においては、刑の一部の執行を猶予された薬物依存を有する保護観察対象者が増加傾向にあるため、保護司に対する研修等の機会を通じて、薬物依存を有する保護観察対象者等の処遇に関する知見等を提供している。

さらに、経験豊かな保護観察官などが講師となって、比較的経験年数の少ない更生保護施設の職員を対象に、犯罪をした者等の処遇に関する基礎的知識の習得等を目的とした研修を実施している。加えて、更生保護施設の新任施設長を対象に、業務の管理、入所者の自立に向けた処遇の企画、職員の統括及び地域社会との調整に必要な知識等を得ることなどを目的とした研修をそれぞれ実施している。犯罪をした者等の就労支援を行っている特定非営利活動法人就労支援事業者機構（コラム1（P37）参照）が行う協議会においてや社会福祉法人等の民間協力者に対しては、更生保護官署職員や検察庁職員が、最近の施策や就労支援を始めとする再犯防止・社会復帰支援に関する取組を説明するなどし、犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供・共有をしている。

なお、法務総合研究所は、2017年版犯罪白書において、再犯・再非行の概況を基礎的データとして示すとともに、「更生を支援する地域のネットワーク」を特集し、再犯防止に向け、官民一体となった地域のネットワークを構築するための基礎資料を提供した。また、同白書全文を法務省ウェブサイト（<http://hakusyol.moj.go.jp/jp/64/nfm/mokuji.html>）で公開し、広く知見等の共有を図った。

また、民間の立場から、各都道府県等に置かれた更生保護協会等の連絡助成事業者（2018年（平成30年）4月現在、全国で67事業者）が、保護司等の更生保護ボランティアの活動を支えるため、再犯防止や改善更生に資する知見を高めるための研修の充実や各種活動への助成、犯罪予防・更生保護に関する広報活動等を推進している。

Column
8

再犯防止を支える民間協力者の方々

保護司、更生保護女性会、BBS会、篤志面接委員及び教諭師の方々にその取組について伺いました。

1 保護司^{※1}

岐阜県・土岐保護区保護司会 出口満知子さん

Q 保護司になったきっかけを教えてください。

A 息子たちが独立した頃から地元の中学校で教育相談員の活動を始め、「荒れている」生徒に出会いました。彼らにとって私は説教しない珍しい大人だったようで、すぐに仲良くなりましたが、私が彼らの非行を収めた訳ではありません。彼らを通じて保護司を知り、もっと深く彼らと関わりたいと思い、保護司になることを決意しました。

Q 保護司のやりがいを教えてください。

A 当会では地域に根づく保護司会を目指して地域活動に取り組んでいます。毎年開催する中学生と保護司の交流会で、大人を相手に真剣に想いを語ってくれる中学生や、薬物乱用防止出前講座で小学生の素直なまなざしに出会うとき、保護司としてこのような活動に参加できることに喜びを感じます。また、信頼関係を築けなかったと思っていた元保護観察対象者が、忘れた頃に近況報告の電話をくれたとき、心の壁を作っていたのは私の方ではなかったかと反省しつつ、彼らとの会話を楽しんでいます。

経験年数が増えて多くの対象者を担当して

も、保護司として自信の持てる処遇は一度もありませんが、対象者が面接で一瞬笑顔を見せるときや、私の忠告を覚えてくれていたときなどは、嬉しい瞬間です。また、そうした処遇について喜びや悩みを真剣に語り合える仲間ができたこと、保護司になったからこそその出会いに感謝しています。

Q 更生保護サポートセンター^{※2}を活用した取組とその効果について教えてください。

A サポートセンター開所後まもなく、数度目の受刑後、地域生活定着支援センター^{※3}の支援を受け土岐市に定着したAさんが、週に1、2度サポートセンターを訪れるようになりました。サポートセンターでは、Aさんがつましく暮らしていることを認め、励まし、毎年の出所月にはAさんを囲み、1年間無事に過ごせたことを祝うささやかな会を開きました。私たち保護司の友人であり身内のようでもあったAさんは、5回目の祝いの会の1か月後に自宅で亡くなりました。サポートセンターが居場所となったこと、Aさんが再犯なく旅立ったことにサポー



中学生と保護司の交流会の様子
【写真提供：土岐保護区保護司会】

※1 保護司

【施策番号59】(P67) 参照。

※2 更生保護サポートセンター

【施策番号93】(P104) 参照。土岐保護区保護司会は、2012年（平成24年）に土岐更生保護サポートセンターを設置した。出口保護司を始めとする8人の企画調整保護司が駐在し、保護司会の活動拠点となっている。

※3 地域生活定着支援センター

コラム3 (P49) 参照。

トセンターの意義を感じています。

サポートセンターには保護観察を終了した若者も訪れます。子供が生まれたこと、家を建てたこと、また良くないニュースも。サポートセンターは彼らにとって重荷を下ろす場となっているようです。

2 更生保護女性会^{※4}

京都府・山科地区更生保護女性会 小林すみ代さん

Q 更生保護女性会員になったきっかけを教えてください。

A 地域でボランティアをしたところ、近所の更生保護女性会員の方から誘われたのがきっかけです。更生保護女性会は縁の下の力持ちのような存在で、私自身、誘われるまで更生保護女性会を知りませんでした。会員になって20年ほど経ちますが、会員皆が使命感や達成感を持って取り組んでいます。

Q 更生保護女性会のやりがいを教えてください。

A 私たちの主な活動の一つに、更生保護施設における食事作りがあります。様々な理由で家族等と食事をとることができない人たちに、“おふくろの味”を味わってもらい、少しでも更生のきっかけとしてもらえればと思って取り組んでいます。入所している人からは「いつもありがとうございます」と声を掛けてもらうこともあり、そうしたとき、自分たちの活動が彼らの立ち直りに役立っているのだと実感することができ、更生保護女性会としてのやりがいを感じます。また、刑務所内で行われる運動会を見学したり、所内に飾る花を活けたりするなど、罪を償い、立ち直りに向けて歩みを進めておられる人たちの少しでも励みになればと思い、会員みんなが頑張っています。同じ志を持つ仲間が集って研修や交流会を行い親交を深めることもまた、やりがいを感じるひとときです。

Q 現在力を入れている活動を教えてください。

A 平成29年から、地域の子供たちに低額で食事を提供する「子ども食堂」の活動を始めました。きっかけは、京都府更生保護女性連盟で「子どもの貧困を考える」というテーマで研修を行い、更生保護女性会として何ができるか模索していたところ、青少年活動センターが子ども食堂の体験学習を実施しており、それに1年間参加したことがきっかけです。現在は毎月1回、社会福祉法人「香東園」のレストランで、保育所に通う幼児やその保護者を中心に30人ほどが集まって、にぎやかに会話しながら食事をしています。はじめは何もかも手探りで大変でしたが、青少年活動センターや社会福祉法人と分担しながら、参加者の募集、食材の用意、食事作りなどを行い、会員も楽しみながら取り組んでいます。これからは、自宅で十分に食事を取ることができない小中学生にも対象を広げ、BBSの皆さんの協力も得て、子ども食堂での学習支援も行いたいと思っています。



子ども食堂
【写真提供：山科地区更生保護女性会】

※4 更生保護女性会
【施策番号59】(P67) 参照。

3 BBS会^{※5}

福岡県・福岡市BBS会 石本悟史さん

Q BBS会員になったきっかけを教えてください。

A 子供に関する他のボランティア団体で活動していたとき、ボランティア同士の交流会で出会ったBBS会員に誘われたのがきっかけです。それまで非行のある少年と関わったことはありませんでしたが、会の活動に関心を持ち入会しました。

少年と直接関わるともだち活動やグループワークを中心に、幅広く活動しています。

Q BBS会の活動のやりがいを教えてください。

A BBS会の強みは、指導する立場ではなく、身近な「お兄さんお姉さん」として、同じ目線の高さで少年に寄り添ってサポートできることです。

BBS会の活動を通じて出会う少年の中には、過酷な家庭環境で育ったり、自暴自棄になったりしている子が少なくありません。そうした少年達と向き合う際、どのような言葉をかけるか迷い、葛藤することもあります。少年にとって身近なモデルとなれるよう、丁寧に信頼関係を築くことを大切にしています。

グループワーク等の際、共通の趣味の話題等を通じて打ち解けた気がしたもの、後になって、少年にとって良い時間だったか不安になることもありますが、後日、少年の担当保護司さんから「(少年が)とても楽しかった、またBBSの人が来る活動に参加したいと言っていた」と聞くとときは、嬉しさがこみ上げ、やりがいを感じます。

Q 力を入れて取り組んでいる活動とその効果について教えてください。

A 地域の公民館で開催される「はるかぜこども食堂」に九州大学BBS会が参画し、学習支援を行っています。私は、最初に地元の更生保護女性会から提案を受け、九州大学に繋いだ縁で、今も継続的に参加しています。このこども食堂は、広く地域に開かれ、あらゆる世代が気軽に参加し触れ合う「居場所作り」を目指している点が特徴です。勉強だけではなく、日頃の悩みや疑問に対してもアドバイスをしたりと、近所の頼れる善き先輩として子供たちに接しています。毎回、多くの子供たちがキラキラした笑顔で参加してくれ、会員もやりがいをもって取り組んでいます。

無条件に受け入れられ、大切にされる経験は、子供が自暴自棄になったり非行に至るのを防ぐことに役立ちます。こども食堂での学習支援を通じて様々な子供たちと関わることは、BBS会だからこそできる、重要な非行防止活動だと考えています。



BBS会による学習支援の様子【写真提供：福岡市BBS会】

※5 BBS会
【施策番号59】(P67) 参照。

4 篤志面接委員^{※6}

篤志面接委員（丸亀少女の家にて活動） 山田妙子さん

Q 篤志面接委員になったきっかけを教えてください。

A 知り合いだった切り絵の先生から、一緒に少年院で切り絵を教えなかと誘われたことをきっかけに篤志面接委員になりました。その後、私は面接を担当し、現在でも少女達の話に耳を傾けております。

Q 篤志面接委員のやりがいを教えてください。

A 面接の時「あなたは優しいね。」と言うと「みんなが優しいから優しくなれるんです。」と笑顔で話した生徒さん。「優しい人がボランティアをするのではなく、ボランティアをしているうちに人は優しくなれる。」という話をした時、「優しい思いやりのある人になって、いつか誰かを支え助けてあげられたらいいと思いました。」と感想文を書いてくれた生徒さん。面接指導は数学のように正確な解答を導き出すことは難しいと思いますが、私は面接の時、傾聴する・視線を同じにする・心を寄り添わせる・褒める・笑顔で接することなどを心掛けております。面接後、少しは心が軽くなったかなとか、気持ちに寄り添うことができたかなと反省しつつ、やりがいを感じております。出院後は、人の優しさを感じながら、心豊かな社会生活を送ってほしいと心から願っております。



面接の様子【写真提供：丸亀少女の家】

Q 今までの指導等で印象に残っているエピソードを教えてください。

A 担当したある生徒さんには二人の子どもがいました。子育ての仕方が分からず、二人の子どものうち、一人を育児放棄で死なせてしまい、もう一人は発育不良になっておりました。子育てについていろいろと話し合い、保育所の協力を得て、2歳児クラスで実習をすることとなりました。少女の家の担当の先生と一緒に、朝から給食までの半日を保育助手として務めることを3日間頑張りました。1日目は傍観状態、2日目は少し慣れてきて声かけをするようになり、3日目には園児をおんぶしたり、だっこしたりしながらスムーズに交流ができたようです。実習後の感想文には「子どものやわらかい手や頬に触れてかわいいと思い、一緒に遊んでいて本当に楽しいと思えるようになりました。」と書いてありました。その後、元気に出院し、施設に預けていた3歳の子どもを引き取り、一生懸命に子育てをしていると聞きました。今は優しいお母さんになっていることでしょう。

5 教誨師^{※7}

教誨師・曹洞宗（府中刑務所にて活動） 鬼頭広安さん

Q 教誨師になったきっかけを教えてください。

A 一人の宗教者として、寺の住職としてだけでなく、より人のお役にたてないか、と悩む時期がありました。そんな中、同じ宗派の先輩教誨師の方にお声かけいただいたのがきっかけです。お役の重さに躊躇しましたが、仏縁により寺で育った身として、少しでも恩返しができる、と思いながら勤めさせていただいております。

※6 篤志面接委員
矯正施設在所者と面接し、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティア。

※7 教誨師
矯正施設在所者の希望に基づき宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティア。

Q 教誨師のやりがいを教えてください。

A 「教誨師は、やりがいなどを求めるものではない」と言われたことがあります。教誨が独り善がりになってしまうことを戒める言葉だと受け止めています。被収容者の様々な思いに耳を傾けながら、共に考え、悩み、そして迷います。結果として私自身にも気づきが得られることが多いと感じます。誰もが「本当の生き方」を望んでいるはずで、自分の殻に閉じこもりがちな施設内の生活で、宗教的な心持ちを共有し、彼らの眼の色が明るくなる、そんな時はこちらの心も励まされます。

一つの犯罪がきっかけで必ず苦しんでいる誰かがいる。それをどのように受け止め、自分の考え方の選択肢に加えるか。それは必ず出所後にも影響するはずで、教誨の時間を通して静かに自分を見つめる時間を共有し、事件に至った心の深い部分から目をそらさずに見つけていくサポートをすることが大切だと感じます。

Q 今までの教誨で印象に残っているエピソードを教えてください。

A 坐禅中の真剣で清々しい後ろ姿は、本当に彼らが罪を犯した人間なのかと疑いたくなるほどです。ある個人教誨では、自分の過去のことしか話さなかった者が、次第に周囲の人間や今後の生き方にも目を向けるようになり、今は生き方の指針となる「禅語」を教えて欲しいと毎回楽しみにしています。また、末期癌で余命3か月、病舎服のまま教誨室で話し、最後に「ありがとうございました」と合掌して帰っていく後ろ姿は目に焼き付いています。これは自分の反省になりますが、例えば「お盆」の行事を知らない、墓参りをしたことがないなど、こちらが当然知っているだろうと思っていることが、相手に通じなくて戸惑ったことがあります。これまでの彼らの人生で、祖先の恩や命のつながりといった「目には見えないけれど、自分を支える大切なもの」を感じる機会に恵まれなかったことを表しているような気がします。



教誨の様子【写真提供：府中刑務所】

更生保護ネットワーク



公益財団法人全国篤志面接委員連盟



公益財団法人全国教誨師連盟



第2節 広報・啓発活動の推進等

1 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

(1) 啓発事業等の実施【施策番号 101】

法務省は、再犯防止啓発月間である7月に、集中的かつ広範囲にわたり、積極的な広報・啓発事業を展開している。再犯防止シンポジウム（写真6-101-1参照）は、そのメインイベントとして位置付けられ、国民に広く犯罪をした者等の再犯防止等についての関心と理解を深める機会となっている。2018年度（平成30年度）は、「一般就労と福祉との狭間にある者への就労支援」をテーマとして開催し、障害者雇用における農業・福祉分野の連携の取組等を参考に一般就労と福祉の狭間にある者の就労の確保における課題等について福祉関係者やソーシャルビジネス関係者らによるパネルディスカッション等を行い、農業関係者や医療・福祉関係者ら387人の参加者を得た。同年度は「就労の確保」を統一したテーマとして、全国8ブロックにおいても同シンポジウムを開催する予定である。

また、法務省は、“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～を主唱している。この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための運動であり、2014年（平成26年）12月に犯罪対策閣僚会議において決定された「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」において、全ての省庁を本運動の中央推進委員会の構成員にするとともに、2015年（平成27年）からは、毎年、国民の理解を求める内閣総理大臣メッセージが発出される等、政府全体の取組としてその重要性が高まっている。再犯防止啓発月間である7月は、本運動の強調月間でもあり、全国各地において、運動の推進に当たっての総理大臣メッセージや、ポスター等の広報啓発資材を活用し、地方公共団体や関係機関・団体と連携して、国民に対して広く広報啓発を行っている。2017年（平成29年）に実施した第67回“社会を明るくする運動”では、全国で6万59回の行事が実施され、延べ276万9,306人が参加した。

2018年に実施している第68回運動では、地域の実情に応じて、特色ある広報・啓発活動が行われている。若年層を始めとする幅広い年齢層の方々にとって身近で親しみを持てるような広報を展開するため、更生保護マスコットキャラクターの活用、吉本興業と連携した広報啓発活動（コラム9（P116）参照）、ソーシャルネットワーキングサービス等の多様な媒体を用いた広報等を行っている（資6-101-2参照）。

法務省の人権擁護機関において、刑を終えて出所した人に対する偏見・差別をなくし、社会復帰に資するよう、「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、

写真6-101-1 平成30年度再犯防止シンポジウムの様子



写真提供：法務省

資6-101-2 第68回“社会を明るくする運動”ポスター



出典：法務省資料による。

啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

なお、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等で、刑を終えた人に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

検察庁において、学生や一般の方々を対象に実施する広報活動等において、検察庁における再犯防止・社会復帰支援に関する取組を説明するなど、再犯防止に関する広報・啓発活動を推進している。

(2) 法教育の充実【施策番号102】

法務省は、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育である法教育を推進している。法教育の実践は自他の権利・自由の相互尊重のルールである法の意義やこれを守る重要性を理解させ、規範意識をかん養することを通じて再犯防止に寄与している。

法教育の普及・推進に向けた施策については、教育関係者、法曹関係者等の有識者で構成する法教育推進協議会を開催し（2017年度（平成29年度）は10回開催。教材作成部会を含む。）、多角的な視点から検討を行っており、学校教育等における法教育の学習機会の充実のための取組として、学校における法教育の実践状況についての調査・研究の実施や、法教育に役立つ教材の作成等を行っている。

法教育教材については、2013年度（平成25年度）には小学生向けの冊子教材を、2014年度（平成26年度）には中学生向けの冊子教材をそれぞれ作成の上、全国の小・中学校等にそれぞれ配布した。また、2016年（平成28年）3月、法教育推進協議会の下に、実際に学校現場で教鞭を執っている教職員を含む教育関係者や法曹関係者を構成員とする教材作成部会を設置し、2017年度に、小学生向け視聴覚教材を作成した。現在は、中学生向け視聴覚教材及び高校生向け冊子教材の作成に向けた検討を行っている。

さらに、学校現場等に法教育情報を提供することによって、法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレット（資6-102-1参照）を作成し、全国の教育委員会等に配布しているほか、学校等の要請に応じて、法務省の職員を講師として派遣して法教育授業を実施している。

具体的には、少年鑑別所において、2015年（平成27年）の少年鑑別所法施行後、地域援助として、教員研修において少年院・少年鑑別所に関する内容を始めとする少年保護手続等について講義を行うほか、参観の機会等を利用して少年鑑別所の業務等について説明を行うなどの法教育を行っている。主な内容としては、「少年保護手続の仕組み」、「特定の非行・犯罪の防止（薬物・窃盗・暴力等）」、「生活態度・友達づきあい」、「児童・生徒の行動理解及び指導方法」などであり、2016年及び2017年（8月末日現在）に、計442件の法教育を実施している。

保護観察所において、学校との連携を進める中で又は広報の一環として、保護観察官や保護司が学校等に赴いて、更生保護制度等に関する説明を行うなどの法教育を実施している。2017年度中に、約400回、延べ約5万人に対して法教育を実施した。

検察庁において、学生や一般の方々に対し、刑事司法制度等に関する講義や説明等を実施するなど、法教育を推進している。

資6-102-1 法教育に関するリーフレット

生きるチカラ! 法教育

法務省では、法教育の普及・推進に力を入れています!

法教育とは...

法律専門家ではない一般の人々が法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育です。

- × 法律の条文や法制の内容について記憶させる、知識型教育
- 法の背景にある価値、法やルール役割・意義を考える思考型教育

小・中・高等学校の学習指導要領では、法やまじりの意義など法の基本的な考え方、契約の重要性、国民の司法参加の意義等について指導することとされています。法教育が含まれている教科は、社会科学、公民科、家庭科、情報科、道徳など、多くの教科に及んでいます。様々な場面で、法教育を学ぶことになり、また、学ぶ必要があるのです。

法務省 大臣官房司法法制部 司法法制課 司法制度第二係
 TEL: 03-3580-4111 (内線2362)
 Email: houkyouiku@moj.go.jp
<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>

法務省

法教育教材の御案内

法務省では、法教育の具体的な内容をより分かりやすく伝えるため、法教育に関する教材を作成しています。教材は、小学生向け・中学生向け・高校生向けにそれぞれ作成しており、子供の成長・発達に応じてお使いいただけます。

先生方へ

指導計画やワークシートなども盛り込んだ、法教育授業の実践に活用いただける内容の教材です。ルールや法、司法制度などについての学習はもちろんのこと、社会を生き抜くチカラを身に付けるために、法教育は有効なツールです。法に馴染みのない方でも負担なく実践できます! 普段の授業に法教育の観点を加えてみませんか?

保護者の皆さまへ

法教育は御家庭でも実践できます。ルールを守ることの大切さや契約について、お子さんと一緒に学んでみるのはいかがでしょうか?

作成した教材は、ワークシートも含めて全て法務省ホームページの法教育関係ページで公開しており、どなたでもダウンロードして利用することができます (URL ▶▶▶ <http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>)。冊子版の教材を御希望の方は、表紙に記載した連絡先 (法務省大臣官房司法法制部) まで御連絡ください (冊子版には、ワークシートなどを格納したDVDが付属しています)。

小学生向け 法教育教材

もの買い借りをめぐるトラブル

例えは...

買ったマンガを返さずに読むのは、ルール違反です。借りたマンガを返さないと、貸した人から訴えられる可能性があります。

本当のことってなんだろう?

借りたいマンガを借りようと思ったら、貸さないよって断られた。どうして断られたのかな? 貸さない理由を聞いてみる。貸さない理由を聞いてみる。貸さない理由を聞いてみる。

中学生向け 法教育教材

ルールづくり

みんなが納得できるルールを作ろう!

例えは...

OK! 100円! 100円! 100円!

契約ってなんだろう?

日常的な買い物でも、契約とはなにか、自由な意思で契約を結ぶこと、契約は守らなければならないという契約の原則を知り、その上で消費者契約等の例外についても理解する。

法務省職員による出前授業の御案内

教育関係者の皆さまへ

法教育に関心はあるけれども、何をどのように教えたらよいのか分からないという学校の先生方からの御要望に応じて、法務省職員が講師として研修やガイダンスに伺います。また、先生方の御要望に応じて、法務省職員が学校等に出席し、小学校低学年から高校生までの児童・生徒を対象に、その法的な知識や経験をいかした法教育授業を行うこともできます。もちろん費用は一切かかりません。授業の内容については教員の皆様御相談に応じます。大きく以下の3分野があります。教員向け研修や出前授業を希望される場合には、おおむね実施日の1か月前までに、法務省ホームページ又は教員連絡の連絡先までお問い合わせください (日程の都合上、講師が派遣できない場合もありますので御了承ください)。

- 公法系分野 (ルールや法についての理解を深めよう!)**
ごみ収集に関する町内会でのトラブル、マンションでのペットトラブルなどを題材に、問題解決のためのルールづくりを通じて、社会生活の上でルールが不可欠なものであることを実感を持って理解してもらうことを目的とした授業です。
- 民事系分野 (契約などの法律関係についての理解を深めよう!)**
身の回りにある身近な例を題材に、契約などの法律関係に関する理解を深めてもらうことを目的とした授業です。
- 刑事系分野 (刑事司法についての理解を深めよう!)**
捜査、裁判、矯正、保護など刑事司法に関する一連の流れについて、事例をもとに学んでもらうことを目的とした授業です。

約束ってなんだろう?

約束とは、お互いに約束するということ。約束を守ることが大切。約束を守らないと、相手に迷惑をかけることになる。

約束するから...

約束を守らないと、相手に迷惑をかけることになる。約束を守らないと、相手に迷惑をかけることになる。

そして土曜日 あきらくんは?

あきらくんは、けんじくんにマンガの本をあげなくちゃいけないのかな? みんなで考えてみよう!

わたしたちのまわりには、どんな「約束」があるか考えてみよう!

お互いに「2時から一緒に遊ぶこと」を約束

「そうじを手伝うこと」と「おやつにケーキをあげること」を約束

「ケーキを500円で買うこと」と「ケーキを500円で売ること」を約束

ぼくたちの周りには「約束」がいっぱい! でも、自分が約束を守らなかったらどうなるんだろう? 相手が約束をやぶったら、みんなはどう思うかな? 約束を守らないのは自由だけど、約束をしたら守らなくちゃいけない。これを「責任」として、いったん約束をしたからには、それを守らなくちゃいけないってことなんだ。だけど、約束を守らなかったら、どんなときでも責任を負わなくちゃいけないのかな? つかつか約束を守ってしまった場合、約束を守らなくていいけど、自分ではどうにもならない約束を守らなかった場合、どちらも同じかな? みんなで考えてみよう!

出典: 法務省資料による。

2 民間協力者に対する表彰【施策番号103】

内閣官房及び法務省は、2018年度（平成30年度）から、これまで警察庁において表彰の事務を行っていた「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」において、地域社会における防犯活動に加え、新たに再犯の防止等に関する活動も表彰の対象とし、再犯防止の推進において特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体に対し、内閣総理大臣が顕彰する表彰制度を創設した。

Column

9

笑いの力で再犯防止

吉本興業株式会社

吉本興業は笑いを生み出す会社ですが、いつでも笑いの力で社会に貢献できないかと考えています。そうした活動の一例として、われわれは国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」に賛同。「笑顔」につなげる活動を通して、社会にその存在意義を広くアピールしてきました。

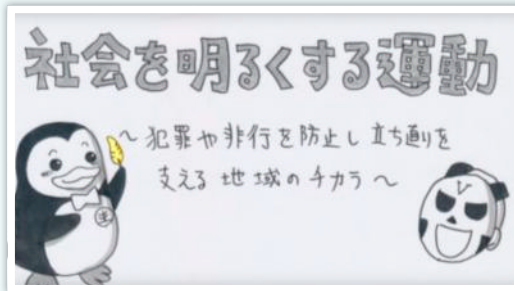
そしてさらに、われわれの社会貢献活動の一環として、「再犯防止」の啓蒙活動を法務省と共に行ってきました。6000人を越える所属タレントの中には、かつて非行の道に走ってしまった者もおります。ですが、そうした彼らも、家族や友人たちのサポートを受けて見事に更生。かつての自分が行った失敗に対する反省、そして周囲の温かいサポートを受けて立ち直ったこと、そして現在は胸を張って日々を過ごしているということなどを、イベントなどを通じて皆さんにお伝えすることは、タレントとしても大切なことではないかと思っています。

例えば、2017年7月に行われた第67回「社会を明るくする運動」イベントには、元暴走族という経歴を持つ黒瀬純（パンクブーブー）と、佐田正樹（バッドボーイズ）たちも参加。「バイクがうるさくて寝れんばい」という祖母の嘆きを聞いてから、更生へと向かったという黒瀬。そして、少年鑑別所に面会に来た母親が「私を代わりに入れてください！」と泣きながら教官にお願いしている声を廊下で聞いた佐田。両者ともに、身近な人を悲しませたくないという思いが更生のきっかけとなったようです。



第67回社会を明るくする運動の様子
【写真提供：吉本興業株式会社】

また、近年はパラパラマンガアーティストとしても名高い鉄拳も、悪いことをしてしまった過去を乗り越えたひとりです。少年の頃に警察にお世話になったことがあるという鉄拳には、自暴自棄となった時期もありました。だが彼は、父親を始め、近所の方や先生など周囲のサポートもあって更生。人生はやり直せる。そんな思いを込めて、「社会を明るくする運動」と題したパラパラマンガを作成しました。この作品は、不良の道に進んでしまった青年が、保護司さんをはじめとした周囲の励ましによって更生していくさまを、鉄拳ならではの温かみのある絵と物語で表現。現在までYouTubeで22万回以上を再生するなど注目を集めました。



「社会を明るくする運動」を題材としたパラパラマンガの一場面【写真提供：吉本興業株式会社】

そして、このパラパラマンガは、2016年12月には法務大臣感謝状をいただき、さらに、2017年2月には安倍晋三首相と面談し、意見交換を行うところまで発展していきました。「僕の描いたパラパラ漫画を通して、人生は一度過ちを犯しても終わりではない、周りの人の支えで立ち直ることができるということ、(更生に向けて) 頑張るには周りの人が支えてくれることが大切だということ、みなさんに伝わったら嬉しいです」と語った鉄拳は、今後も「社会を明るくする運動」に協力することを誓いました。その時、安倍首相からは「経験者がいけば説得力がある」と声をかけられたそうです。



鉄拳と内閣総理大臣との面会の様子
【写真提供：吉本興業株式会社】

さらに「裁判員制度」「刑務作業」「法務少年支援センター」「いじめ」「高度人材ポイント制」など、法務省の取組をよしもと芸人たちが紹介する「もっと知ってほしい！法務省」と題した動画シリーズも作成しました。千葉の八街少年院で慰問活動を行ったこともあるバッドボーイズ佐田は「お話を受けたときは、正直『自分みたいな者が…』という思いがありました。というのも、僕もお笑い芸人になる前の10代の頃は、いろいろ周りに迷惑を掛けた人間でしたから。でも、実際に不良をしてきた者なりの言葉を少年たちに伝え、その後、彼らから何通も手紙をもらったことで、『あ、僕にしかできないことができたのかな』と思えて、それがうれしかったです」とその手応えを語ります。



佐田正樹 (バッドボーイズ)
【写真提供：吉本興業株式会社】

吉本興業は、豊富なタレントがそれぞれに体験した経験が財産です。これらの活動を通じて、吉本興業は吉本興業らしいやり方で「再犯防止」啓蒙活動を今後も行っていきたいと思っています。

吉本興業



法務省「もっと知ってほしい！法務省」

